

# 出張理科実験教室

## 感染対策ガイドライン

ver. 4.0

東京大学サイエンスコミュニケーションサークルCAST

### 目次

1. 感染対策にあたって
2. 用語の定義
3. イベント実施の判断基準
4. 出張イベント実施における具体的な感染対策
5. 感染対策チェックリスト
6. 改訂

# 1. 感染対策にあたって

このガイドラインは、東京大学サイエンスコミュニケーションサークルCAST（以下、東大CASTまたはCAST）が対面でのイベントを行うにあたり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として実施する基本的事項を整理したものである。

このガイドラインは、東京大学が発表する「本学の課外活動における新型コロナウイルス感染症感染防止対策<sup>1</sup>」及び「活動制限指針『レベルA』における課外活動方針<sup>2</sup>」、「活動制限指針『レベルB』における課外活動方針<sup>3</sup>」に準拠したものとなっている。適宜、東京大学の学生向けの新型コロナウイルス感染症に関するe-ラーニング教材なども参照している。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ限りは有効とする。具体的には、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針2022」<sup>4</sup>において、活動制限レベルが「レベルS」に引き下げられるまでは有効であるとする。

イベント準備および実施の際には、以下の内容によく目を通し、確実に実行すること。  
仮に感染が確認される者が出た場合も、感染者やその家族の人権尊重・個人情報保護に留意すること。

---

<sup>1</sup> <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>

東京大学「本学の課外活動における新型コロナウイルス感染症感染防止対策」(2021年7月12日閲覧)

<sup>2</sup> <https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/students/policy-A.html>

東京大学「活動制限指針『レベルA』における課外活動方針」(2022年4月12日閲覧)

<sup>3</sup> <https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/students/policy-pre-1.html>

東京大学「活動制限指針『レベルB』における課外活動方針」(2022年4月12日閲覧)

<sup>4</sup> <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400184438.pdf>

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針2022」(2022年4月12日閲覧)

## 2. 用語の定義

- 出張イベント または イベント  
東大CASTが行う、出張理科実験教室やサイエンスショーのことを指す。特に説明がない場合、オンラインではなく対面で実施されるものを指す。  
学園祭や内部イベントは含まれず、これらの行事に関しては、このガイドラインを参考にしつつ、東京大学の指針や関連団体の指示に従い感染症拡大防止に努めることが望ましい。
- 接触者  
このガイドライン中では、国立感染症研究所の定義<sup>5</sup>に基づき、以下のいずれかに当てはまる者のことを指す。
  - ・同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
  - ・手で触れることができる距離(目安として1m以内)で、必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった者
- イベント参加者  
イベントの当日に、イベントに関与した人。具体的には、イベントの対象となる子どもや保護者、同室で観覧する依頼主や関係者、イベントに関して取材を行う人(イベントでの滞在時間が極端に短い場合は除く)を指す。

## 3. イベント実施の判断基準

東大CASTとしての出張イベントの実施可否の判断は、東京大学が発表する「学生の課外活動制限」に従うものとする。東京大学より、学生の課外活動を制限する旨の通知が出されている場合は、東大CASTとして出張イベントを実施しない。<sup>6</sup>

---

<sup>5</sup> <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2021年1月8日暫定版)」より(2021年6月21日閲覧)

<sup>6</sup> <https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/students/policy-pre-1.html>

東京大学「活動制限指針『レベルB』における課外活動方針」より、2021年7月12日現在の活動制限レベル「レベルB」においては宿泊イベントも実施可とする

## 4. 出張イベント実施における具体的な感染対策

### 4.1 イベント受諾の際の確認事項

- 新規依頼に関しては、オンラインでのイベント実施も可能であること、および、対面イベントであれば以下の感染対策を講じた上で実施することを、依頼検討前のタイミングで連絡する。依頼主より、この感染対策を行うことに対する承諾が得られない場合は、対面でのイベント実施ができない旨を合わせて説明する。
- この感染対策が効力を持った時点ですでにPLが決定している対面イベントの場合、PLはなるべく早い段階で、この感染対策を講じた上で対面イベントを行うことを説明する。依頼主より、この感染対策を行うことに対する承諾が得られない場合は、イベント実施ができない旨を合わせて説明する。
- 補足：以下の感染対策に照らすと、対面イベントの関係者（CASTメンバー・参加者）どうしの間には1m以上の距離を確保できる広さで、かつ恒常的あるいは定期的な換気が可能な部屋を用意できる、あるいは部屋の広さに応じて参加者の人数を調節できることが、対面イベント実施が可能となるための必要条件となる。

### 4.2 イベント前日まで

- CASTメンバーとして、全員が毎日、体調のチェックを行うことを習慣づける。
- 東大CASTとして、メンバーに対して、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」のインストールを行うことを推奨する。
- 東大CASTとして、イベント実施の2週間以上前の新型コロナウイルスワクチン接種を推奨する。
- 対面イベントに関する打ち合わせは、メールまたはビデオ通話アプリなどを用いてオンラインで行うことを推奨する。下見などを行う関係上、対面での打ち合わせを行うことが必要である場合は、打ち合わせに参加するCASTメンバーは、感染症拡大防止に努め当日の体調のチェックで「体調不良」と判断される場合には打ち合わせへの参加を控える。「体調不良」と判断されない場合も、打ち合わせ時のマスク着用、打ち合わせ参加者どうしの1m以上の間隔の確保を徹底する。

- PLを含め、イベントへの参加を行うCASTメンバーについては、イベント実施14日前<sup>7</sup>(複数日に渡るイベントの場合はその初日から起算)からイベント最終日にかけて体調および各日の接触者のチェックを行い、その記録を残すことを義務付ける。イベント当日の体調のチェックはイベント前に行うものとする。

体調に関してチェックすべき項目は以下の通り<sup>8</sup>。

- 1) 起床時の体温(体温計がある場合は毎日測定を行う)
- 2) 呼吸障害(息が荒くなった/息苦しい/少し動くと息があがる/胸痛がある/横になれない・座らないと息ができない/肩で息をしたりゼーゼーする など)
- 3) 味覚・嗅覚障害
- 4) ひどい咳・痰
- 5) だるさ(全身倦怠感)
- 6) 吐き気
- 7) 下痢
- 8) その他の症状(食欲不振/鼻水・鼻詰まり/喉の痛み/頭痛/関節痛・筋肉痛/一日中気分がすぐれない/発疹/目が赤い・目やにが多い)

各メンバーは、イベント14日前から毎日、以下の基準に照らして「体調不良」と判断されるか確認する。また、その結果については可能な範囲でPLに報告する。PLは、自身を含めたイベントに参加するメンバー全員について、「体調不良」と判断されるか否かの情報を集めて所定の場所に提出する。ただし、各メンバーが、PLに対して上記項目のチェック結果の生データを報告する必要はなく、PLも、各メンバーについての上記項目のチェック結果の生データを提出する必要はない。

以下のいずれかに当てはまる場合、「体調不良」と判断する。

- ① 項目1)の体温が37.5℃を上回る。
- ② 項目1)の体温が37.0℃を上回り、かつ項目2)～8)のうち2つ以上の症状が見られる。
- ③ 体温にかかわらず、項目2)～8)のうち3つ以上の症状が見られる。

<sup>7</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000785119.pdf>

厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第5版」(2021年6月21日閲覧)より、新型コロナウイルスの潜伏期間が1～14日間であることから、イベント実施前14日間を集中管理期間とした。

<sup>8</sup> 東京大学 新型コロナウイルス感染症 健康管理サイトのチェック項目に準拠。

「体調不良」と判断する基準についても、同健康管理サイトの「自宅待機」指示の発出基準に準拠している。

ただし、新型コロナウイルスワクチンの副反応による発熱の発症の割合が高いことなどを受け、新型コロナウイルス接種後からイベント前日までに 대해서는以上の①～③の項目に当てはまる場合でも、以下の項目に当てはまらない場合は「体調不良」とは判断しないこととする<sup>9</sup>。

①接種後、2日間以上熱が続く場合・症状が重い場合

②発熱以外に、最近、咳や咽頭痛、鼻水、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状が始まっている場合

③その他、依頼主と相談した上で、「体調不良」と認める場合

チェックの結果、イベント実施10日前から「体調不良」と1回でも判断された場合、そのメンバーはPLに体調不良の旨を伝え、イベントの参加を取りやめることとする。

また、接触者の新型コロナウイルスへの感染を確認され、イベント当日までに待機期間(自身が住む地域の定義による)が解除される見込みがない場合は、「体調不良」と判断し上記と同様の対応を行う。イベント実施の10日前よりチェックを行っており、その結果体調不良でないことが分かっているメンバーが代わりに参加することは可能である。

なお、いかなるメンバーも、上記の項目に関する自らのチェック記録について、これを他人に開示するか否かを自身で判断する権利をもつ。

## 4.3 イベント当日

- 飛沫を減らすため、当日準備を行う際の会話は最低限にとどめる。具体的には、イベントの準備に必要な指示や確認などを行うにとどめる。
- イベント会場での検温については、イベントの依頼先と相談し実施するかを判断する。
- 原則として、イベント会場に入る前またはイベント開始前にすべての参加者に手指の消毒または手洗いを求める。消毒の方法については依頼先と事前に相談する。消毒の方法については、後述の(参考)を参照する。この消毒の目的で、イベント会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
- イベント会場では、CASTメンバーおよび参加者の全員にマスクの着用を求める。
- イベント会場における飛沫を減らすため、参加者に大きな声を出させる実験や、息を用いる実験などは可能な限り避ける。また、空気砲を客席に向かって撃たない、参加者が食べ物・飲み物を口にする実験は避ける、など実験ごとの感染リスクを避けるようにする。

---

<sup>9</sup> <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0006.html>

厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A ワクチンを受けた後に熱が出たら、どうすれば良いですか。」(2021年8月5日閲覧)内のワクチンによる発熱か新型コロナウイルス感染症かを見分ける方法に準拠。

- 人と人の接触による感染防止のため、以下の対策を講じる。基本となるのは、「飛沫感染」「接触感染」の二つの経路による感染の可能性を徹底的に排除することである。
  1. 人と人の間の距離を確保する。
 

参加者の座席の間に1mの間隔を空け、参加者が向かい合う形で座席を配置することを避ける。ただし、「子どもと保護者」など、普段から近距離で接触をしていることが予想される関係の参加者どうしなどの場合はこの限りではない。イベント中に参加者が立ち歩くことは、最低限にとどめる。

実験教室などにおいて各卓(各班)にCASTメンバーを配置する場合、その座席には、参加者と同様、他の人と1m以上の距離を確保する。卓につくCASTメンバーは、実験や工作のときなどを含め、参加者に近づくことを避ける。工作をイベント内で実施する場合、CASTメンバーの補助が必要不可欠となるような難易度のものは避けた上で、作り方の説明書を配布するなどすることで、参加者自らの手で、あるいは保護者の補助を受けることで完結できるように留意する。
  2. イベントで用いる道具の消毒を行う。消毒の方法については後述の(参考)を参照。
 

参加者が触れることを意図していない演示用の実験道具については、CASTメンバーが触れたらその都度消毒を行う。CASTメンバーは、参加者への呼びかけを行うことで、参加者が実験道具にむやみに触れないようにし、もし参加者が実験道具に触れた場合は、触れた後に実験道具の消毒を行う。

参加者が実験道具に触れるような実験を行う場合は、可能な限り参加者の人数分以上の数の実験道具を用意し、参加者の間で実験道具の使い回しが生じないようにする。実験道具の数が足りないことなどにより、やむを得ず実験道具の使い回しを行う場合は、それぞれの参加者が触れるたびに、実験道具の消毒を行う。工作を行う場合は、工作の道具についても同様に対応する。また、CASTメンバーが材料を配る際、材料になるべく触れないようにする。
  
- 会場の換気を実施する。具体的には、以下のいずれかを実行する。
  1. 換気扇を常時稼働させる。
  2. 窓を開け、風通しをよくする。可能なら常時、冷暖房時など難しい場合は1時間に2回以上、それぞれ数分以上を目安に行う。
  
- これらの感染対策について、イベント参加者に対して説明を行い、理解を求める。スライドやフリップを使用することが可能な場合は、感染対策を説明するためのスライドやフリップを用意し、可能な限り丁寧に説明することが望ましい。
  
- イベント片付けの際も、準備と同様に会話は最低限にとどめる。
  
- 後日の連絡(4.4 イベント終了後)を円滑にするために、依頼主の連絡先を把握しておく。メールアドレスだけでなく、電話番号を把握しておくことが望ましい。

## (参考)消毒の方法<sup>10</sup>

1)手指の消毒:以下の2種類の方法がある。アルコール過敏など、個々のケースに合わせて適切な方法を選ぶ。

- 手洗い  
石鹸やハンドソープで10秒以上もみ洗いを行い、流水で15秒以上すすぐ。この後に、さらにアルコールによる消毒を行うことは必要ではない。
- アルコール消毒  
濃度60%~95%のエタノールを手指にとり、よく擦り込む。

2)モノの消毒:複数の方法が推奨されているが、ここでは、実験教室の現場で実施が可能であると考えられる2種類の方法をリストする。

- 塩素系漂白剤を薄め、塗布する。その後、水拭きを行う。(参考6のリンク先を参照)
- 濃度60%~95%のエタノールを用いて拭く。

## 4.4 イベント終了後

- 反省会は、オンラインで行うことを推奨する。イベント会場で、依頼主など参加者を交えた反省会を行う場合など、対面での反省会を行うことが強く望まれる場合には、イベント時と同様に人どうしの感覚を1m以上空け、さらに最低限の時間で済ませるように留意する。
- PLを含め、イベントに参加したCASTメンバーの中で、イベント後2日以内<sup>11</sup>に発症し、その後新型コロナウイルスへの感染が確認される者が発生した場合、その者は、感染が確認された旨を代表まで報告する。代表は、当該イベントのPLに対し、感染が確認された者の名前を伏せた上で、イベントに参加したCASTメンバーの中に感染者が確認された旨を伝える(PLの感染が確認された場合は、この文が示す段階は省略される。)PLは、代表の指示を受けて、依頼主に対して感染者が確認された旨を伝える。  
この場合、CASTメンバーの感染が確認された日から1ヶ月後までのイベント(対象となるイベントは代表より指示する)については、PLは依頼主に対し、感染確認者が出た旨を伝えた上で、感染対策を徹底する旨を説明する。このとき、東大CASTはイベント実施を中止する判断をすることはなく、イベントの実施の可否については依頼主の判断に委ねられる。

---

<sup>10</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(2020年8月6日閲覧)  
「モノの消毒」の部分については、同サイトで紹介されている対策の②及び⑤を参照した。

<sup>11</sup> 脚注6の資料( <https://www.mhlw.go.jp/content/000785119.pdf> )では、新型コロナウイルスの感染可能期間は、発症前2日間からとされている。イベント後2日以内に発症し、新型コロナウイルス感染が確認された場合は、イベント実施日がこの感染可能期間に入ることになる。



- イベント参加者の中で、イベント後2日以内に新型コロナウイルスへの感染が確認される者が発生した場合、そのイベントに参加したCASTメンバーについては、(このガイドラインの感染対策事項が守られていれば)接触者とはならないが感染のリスクが通常よりも高いと考えられる。このCASTメンバーについては、体調チェック時に接触者が感染したときと同様の対応を行う。この際、イベント実施日を0日目とする。
- イベント後14日以内に、CASTメンバーおよびイベント参加者の中で複数の人が感染を確認された場合、そのイベント内でクラスターが生じている可能性が考えられる。この場合、執行部は直近の対面イベントの実行中止を判断する可能性がある。
- 対面イベントには関与しないCASTメンバーが新型コロナウイルスへの感染を確認された場合は、その対面イベントの実施には影響を及ぼさないと判断する。ただし、感染が確認されたCASTメンバーが、イベントに関わる他のCASTメンバーと接触していた場合には、4.2項の体調・接触者チェックの内容に従った対応をとる。

## 5. 感染対策チェックリスト

### イベント前日までに確認する内容

- メンバーの体調に異常はないか。(毎日チェックを行い提出することで、できるだけ早く異常に気づき、代役を探すことが可能である。)
- メンバー全員が、イベント当日用のマスクを確保できているか。
- 手指の消毒用、および道具の消毒用のアルコール消毒液あるいは塩素系漂白剤を用意できる見通しが立っているか。
- 当日の準備時間にゆとりを持たせているか。(コロナ前のイベントと比べて当日の準備・確認事項が増えており、時間がかかることが予想される。)
- 当日使用するための体温計(接触型・非接触型)は用意できているか。
- (スライドまたはフリップの使用が可能な場合)感染対策を説明するためのスライドやフリップを作成しているか。
- イベントメンバーに対し、イベント内容の共有がしっかり行われているか。可能ならば、依頼主などの関係者にも内容を共有しておくことが望ましい。(当日の関係者間の会話を最低限にするために重要である。)

### イベント当日(イベント開始前)に確認する内容

- 参加者およびCASTメンバーの座席は、1m以上の間隔を確保して配置しているか。
- 換気扇を回しているか。あるいは、窓開けによる換気を行うタイミングを関係者全体に共有しているか。

- 参加者用のアルコール消毒液の設置はできているか。
- 実験道具・机など参加者が触れうるものは消毒されているか。

## 6. 改訂

新型コロナウイルスに関連する情報などは今後も更新されることが予想される。このため、東京大学や厚生労働省などから発表される最新の情報を随時確認し、必要な場合はこのガイドラインを更新する。

執行部は改定内容を議題として提出し議決を取ることにより、このガイドラインを改訂することができる。また、CASTメンバーは改訂の必要性を執行部に伝え、改訂を要請することができる。

ガイドラインを改訂した際は、速やかにCASTメンバーへ周知を行う。また、ホームページ等において公示する。PLはガイドラインの改訂があった際はイベントの依頼先に連絡をし適用の時期を相談する。

### このガイドラインの履歴

ver.1.0 2020年08月16日 総会にて制定、公開

ver.1.1 2021年01月13日 一部更新

ver.1.2 2021年01月30日 総会にて一部改訂

ver.2.0 2021年05月06日 更新

ver.3.0 2021年05月23日 総会にて一部改訂

ver.3.1 2021年06月23日 活動制限指針レベル引き下げに伴い更新

ver.3.2 2021年07月17日 活動制限指針レベル引き上げに伴い更新

ver.3.3 2021年08月05日 新型コロナウイルスワクチン接種率増加に伴い、「体調不良」の基準等について一部改訂

ver.3.3.2 2022年04月08日 現状に合わせ改訂。PLならびに執行部が指定する一部のイベントにのみ臨時適用

ver.4.0 2022年04年12日 総会にて改訂